

令和5年度埼玉バーチャル観光大使動画制作等業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和5年度埼玉バーチャル観光大使動画制作等業務委託

2 委託期間

契約日から令和6年3月22日まで

3 目的

埼玉バーチャル観光大使（以下、「観光大使」という。）として活動するバーチャルYouTuber（以下、「VTuber」という。）が、埼玉県の物産や観光をテーマとし、若者の関心を引き付ける動画（又は生配信）をちょこたび埼玉公式YouTubeチャンネルに掲載することにより、県内観光や県産品購入につなげることを目的とする。

4 業務の内容

（1）動画制作等業務

- ア 県内観光をテーマとする動画4本を企画・制作すること。本事業の予算の範囲内で制作本数を増やす提案は可能とする。
- イ 制作した動画は四半期ごとに1本ずつ公開すること。
- ウ 若者の関心を引き、観光や購買につながるような内容で構成すること。
- エ 企画にあたっては、観光大使及びそのVTuberの既存のイメージを大きく崩すものにならないよう注意すること。
- オ 4本制作する動画のうち、1本以上を埼玉特命観光大使とのコラボ、1本以上を他のVTuberや県内著名人などを巻き込んだコラボ動画とすること。起用する人物については受託者から提案を受け、双方協議の上決定する。
- カ 施設等を取り扱う場合は、視聴者がその場所を把握するための施設周辺図を挿入すること。動画内の挿入箇所については、県と協議の上決定する。
- キ 動画制作にあたっては、TV向けの映像制作経験のあるものがディレクションを行うものとし、本事業で制作した動画素材はメディア利用を想定（2次利用できることが前提）して行うこととする。
- ク 各動画のサムネイルを制作の際に必要な素材等について、県及び観光大使に求めることを可能とする。
- ケ 動画の設定については、下記のとおりとする。
 - ・画質： FHD（1920×1080）
 - ・ファイル形式： mp4
 - ・フレームレート：30fps以上
- コ 提案する企画に合わせて、観光大使VTuberのモーション撮影手法を明確にし、受託者及び観光大使の役割をそれぞれ示すこと。なお、撮影当日に必要な機材等は受託者側で用意すること。

サ 施設等を取り扱う場合は、視聴者がその場所を把握するための施設周辺図を挿入すること。動画内の挿入箇所については、県と協議の上決定する。

(2) 各関係先との調整

ア 動画制作にあたっては、県及び観光大使と協議を行うこととし、適宜修正を行うこと。

イ 観光施設等を撮影する場合、必要な調整はすべて受託者の責任において実施すること。その際、ロケハンを実施すること。またロケハン及び当日の撮影において発生する費用について、すべて受託者が負担すること。

ウ 動画に出演するゲストとの調整及び発生する費用は全て受託者が負担すること。

エ 撮影地に係る法令・規則等を遵守し、新型コロナウイルス感染症拡大防止や第三者のプライバシーに配慮すること。

(3) YouTubeへの掲載

ア 制作した動画は以下のYouTubeチャンネルに限定公開又は非公開で掲載し、県の指示に従い公開作業を行うこと（ただし、県からの指示で県が公開作業を行う時はこの限りでない）。そのために必要なYouTubeチャンネルの権限を一部付与する。

ちょこたび埼玉公式チャンネル

(<https://www.youtube.com/channel/UC3tNOFuAx62-d6xk19LWLAQ/featured>)

イ 掲載した動画のタイトル及び概要欄について、案を作成し県に提示すること。また、制作した動画に日本語の字幕・テロップを入れること。(YouTubeの自動翻訳ではなく、実際の会話に基づいて入れること。)

ウ 制作した動画について、YouTubeに掲載し、動画を公開する時期を提案すること。掲載時期の最終的な決定は、県及び観光大使と協議の上決定する。

エ YouTubeへの掲載とは別に、DVD等の記録媒体にて制作した動画を県に納品すること。

(4) 動画再生回数の目標設定及び広告業務

動画1本あたりの再生回数は10,000回を目標とする。

目標達成のために必要となる広告費用を計上し、YouTube上で行う広告手法についても提案すること。独自提案で追加する動画については再生回数目標を定めないこととする。

(5) その他VTuber事業に係る助言

埼玉バーチャル観光大使の運用に関し、県からの質問に対して、必要な助言を行うこと。

(6) 成果報告書の提出

完成した成果物は直ちに納品すること。また、事業終了後は業務完了報告書に下記資料を添付し提出するとともに、検査を受けること。

提出先は、埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県産業労働部観光課DMO支援・観光振興担当とする。

ア 業務全体の実施計画及び実施状況一覧

イ 広告による流入分析

ウ その他業務実施にあたって制作した成果物

(7) その他業務

ア 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定し、県の承認を得ること。なお、実施する業務内容については、事業者側の提案をもとに県と協議のうえ決定する。

イ 業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ スケジュール表に基づき進捗状況を適宜県に報告すること。

エ 不可抗力の事由により期間が変更になる場合は別途協議を行うものとする。

5 成果物に関する権利の帰属

(1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）、肖像権等は原則として全て県に帰属する。

(3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

(1) 埼玉県バーチャル観光大使の出演料は、委託費用に含める必要はない。ただし、撮影地までの交通費及び動画制作に必要な機材等の費用は委託金額に含めること。

(2) ゲスト出演者の出演料及びその他必要経費は委託費用に含める。

(3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。

(5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(6) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県が保有する個人情報として県の個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(9) 県が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書

に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
(10) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。